

富山県消費者基本計画の概要

策定主旨 / 計画の位置づけ / 計画期間

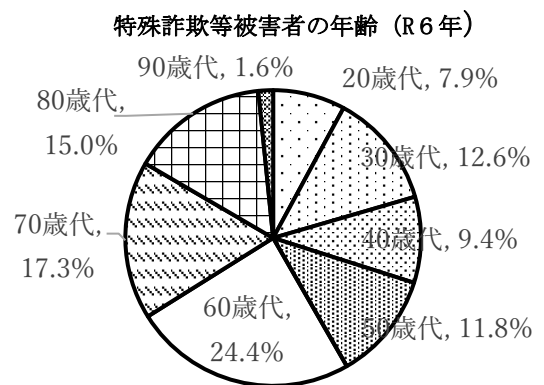
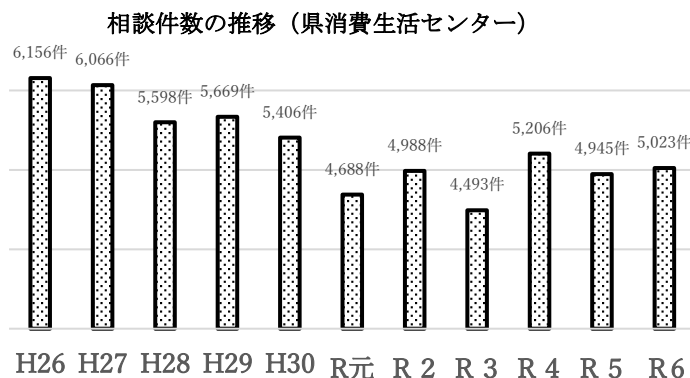
- 策定主旨 高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展等により、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、新たな課題等に対応した消費者施策を総合的かつ計画的に推進
- 計画の位置づけ ・富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（第4条）に基づく基本的計画
・消費者教育の推進に関する法律（第10条）に基づく都道府県消費者教育推進計画
- 計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）

基本理念

消費者がウェルビーイングを実感できる社会の実現

現状・課題

- ・近年、相談件数は減少傾向にあるが、依然として高止まりの状態
- ・特殊詐欺等による被害が増加しており、60歳以上の方が被害者全体の58%を占めている等



3つの基本方針

- 基本方針1 消費生活における安全・安心の確保
- ・商品、サービス、取引の安全・安心の確保に向けた事業者への適正な指導・法執行
 - ・商品やサービスに関する正確な情報収集及び消費者への周知
 - ・消費生活相談体制の充実
- 基本方針2 消費者教育の推進と人材（担い手）育成
- ・ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の推進
 - ・消費者教育を担う人材（担い手）の育成
- 基本方針3 連携・協働による持続可能な社会の実現
- ・全ての関係者が協力して社会的責任を果たし、持続可能な未来を構築

施策の内容

- ・別紙のとおり
- 〔悪質商法や特殊詐欺等による被害の増加、インターネットによる契約トラブル、地震等緊急時に乗じた被害防止、健康食品による健康被害防止、カスタマーハラスメント等、新たな課題に対応〕

策定スケジュール

- 令和6年11月18日 第1回審議会（骨子案の審議）
- 令和7年 2月10日 第2回審議会（中間とりまとめ（素案）の審議）
- 2月28日～3月28日 パブリックコメントの実施（8名から15件の意見）
- 5月19日 第3回審議会（答申案の審議）
- 6月2日 答申

基本方針 1 消費生活における安全・安心の確保	
	(1)商品、サービス、取引の安全・安心 ①商品、サービス、取引の安全・安心の推進 ア：商品等による危害の防止(35P) / イ：悪質商法等による被害の防止(35P) ウ：商品等の規格・表示等の適正化(36P) / エ：特殊詐欺等による被害の防止(36P) オ：機能性表示食品等を含む食の安全(36P) ②事業者に対する適正な指導・法執行、苦情処理・紛争解決の促進 ア：法令等に基づく調査体制の強化と事業者指導・法執行(39P) イ：解決困難な事案に係るあっせん又は調停等の実施(42P) ③生活関連物資の確保 ア：地震等緊急時における生活関連物資の供給要請(42P) イ：高齢者・障害者等いわゆる買物弱者への対応(43P)
	(2)効果的な情報収集・発信 ①消費者被害情報の収集と積極的な情報発信 ア：商品・サービスの安全性に関する情報提供(44P) イ：特殊詐欺等被害防止に関する情報提供(45P) ウ：不当な取引行為(契約の勧誘、契約の締結、契約の内容、債務の履行、契約の解除、与信契約に関する不当な行為、インターネット取引に係るトラブル等)に関する情報発信(46P) エ：生活関連物資安定供給のための価格等情報提供(46P) ②地震等緊急時における必要な情報発信 ア：地震等緊急時における正確な情報発信(47P) イ：地震等緊急時に乗じた消費者トラブルへの対応(47P)
	(3)相談体制の充実と市町村・関係機関との連携強化 ①相談体制の充実 ア：消費生活相談体制の充実強化(49P) / イ：消費生活相談窓口の積極的な広報(49P) ウ：相談を担う人材の確保及び資質向上(49P) / エ：消費生活相談のデジタル化(51P) オ：多言語化など外国人向け対応の強化(51P) ②市町村・関係機関との連携強化 ア：市町村との連携及び市町村相談体制の支援(53P) イ：消費者団体及び福祉団体等との連携(53P) ウ：弁護士会・司法書士会等の専門機関との連携(54P) エ：特殊詐欺等被害防止のための警察等関係機関との連携強化(55P) オ：消費者団体の活動の促進(56P) カ：地域の見守りネットワーク構築(消費者安全確保地域協議会設置)の促進(56P) キ：多重債務対策(57P)

基本方針 2 消費者教育の推進と人材(担い手)育成	
	(1)ライフステージに応じた様々な場における消費者教育 ①学校等における消費者教育の推進 ア：学習指導要領に基づいた消費生活に係る学習の実践(59P) イ：成年年齢引下げに対応した消費者教育の推進(59P) ウ：弁護士等による消費生活出前講座の実施(60P) エ：教育担当部署と消費者行政担当部署との連携強化(60P) オ：消費者教育コーディネーターの配置・活用(61P) ②地域社会、家庭、職域における消費者教育の推進 ア：ライフステージに応じた出前講座の実施(62P) イ：高齢者及び障害者等要支援者への消費者教育の実施(63P) ウ：職域における消費者教育の推進(63P) エ：インターネットを活用した広報・情報提供の充実(63P) オ：消費者教育を実施する関係機関との連携(64P)
	(2)消費者教育の人材(担い手)の育成・活用 ①地域人材の育成 ・活用 ア：消費者教育を担う人材育成(65P) イ：消費者教育を行う団体及びグループへの支援(66P) ②小・中・高・特別支援学校等の教職員の指導力向上のための教育支援 ア：教職員向け研修会の開催(67P) / イ：実践事例及び消費者教育情報の提供(67P) ウ：消費者教育に用いる実用的な教材の作成・提供(67P)
	(3)デジタル社会等新たな課題に対応した消費者教育の推進 ①消費行動におけるデジタルリテラシー(活用能力)の向上 ア：学校等におけるデジタルリテラシーの向上(68P) イ：地域等におけるデジタルリテラシーの向上(69P) ウ：高齢者におけるデジタルリテラシーの向上(69P) ②金融経済教育の推進 ア：学校における金融経済教育の実施(70P) / イ：金融知識の普及啓発(70P) ウ：金融トラブルの実情や対策についての普及啓発(70P)

基本方針 3 連携・協働による持続可能な社会の実現	
	①人や社会、環境、地域などに配慮した消費行動の推進 ア：エシカル消費の実践につながる普及啓発(71P) イ：食品ロス・食品廃棄物削減、フードドライブ、地産地消、3 R(リデュース・リユース・リサイクル)によるごみの削減(72P) ②事業者との連携・協働 ア：事業系食品ロスの削減(75P) / イ：環境保全への配慮(75P) ウ：消費者志向経営の普及啓発(76P) /エ：カスタマーハラスメントについて(76P) ③消費者団体との連携・協働 SDGs やエシカル消費に取り組む消費者団体の活動の支援(77P)